

安心・安全、きれいで元気なひらふのための

ひらふリゾート分担金制度(仮称)

説明会のお知らせ

11月1日(木) 15:00~16:00(日本語) 16:00~17:00(英語)

会場 サンスポーツランドくっちゃん

地域がひとつになってひらふの魅力を守り、元気にして、お客様を歓迎するための資金を不動産所有者全員から公平に集める制度についての説明会を開催します。これまでの検討内容を地域の皆さまにご説明し、ご意見を聞く会です。どうぞふるってご参加ください。

※当日、参加できない方は、文書（FAXまたはメール）でご質問やご意見を承ります。添付の説明書をご覧ください。

議論はどこまで進んでいるの？

ニセコひらふ CID/BID 検討委員会は、ひらふリゾート分担金制度の枠組みを役場に提案するために検討しています。

ひらふ地区にこの制度を導入する場合、どのような活動をどれくらいの予算で行うか、また、不動産所有者様からの徴収方法はどうするかについて議論してきました。

すでに決定している事項は、まだ何もありません。

*CIDは、コミュニティ・インブループメント・ディストリクト（コミュニティ改善地域）の略で、米国ワシントンDCに先例があります。

**BIDは、ビジネス・インブループメント・ディストリクト（ビジネス改善地域）の略で、カナダのトロント市が発祥です。北米や欧州、豪州などの商店街活性化に成功を収めています。

なぜ分担金が必要なの？

ひらふの住民・ひらふを本拠地とする会社が所有する不動産件数は、全体の20%（第1~3町内会エリア）、町内会会員の所有は15%しかありません。

今後の10年を考えると・・・

- 町内会員だけで、防犯灯の電気代を払いつづけるのでしょうか？
- 地域の安全や清掃を、住民と関係者のボランティアだけで維持できるのでしょうか？
- 春～秋に誰もいない建物が多い中、リゾートとしての「魅力」をお客様に感じてもらえるのでしょうか？



住んでいる、いないにかかわらず、不動産を所有している人・会社のすべてが参加し、費用を担う新しい「しくみ」が必要ではないでしょうか？

ひらふリゾート分担金制度(案)

住みたくなるリゾートを目指そう!

対象者

不動産所有者全員

今までのしくみでは、エリアの 80%の建物所有者が非居住者で、残りの 20%にあたる居住者が街灯電気代や春のごみ集めなど、ほぼすべてを負担していたのが現状でした。

目的

● 地域の清掃と美化・景観の向上

街灯、ロードヒーティング等のインフラ整備、管理、ごみ問題、空地をはじめとする夏期の雑草管理など地域のホスピタリティの強化（リゾートとしての快適な環境作り、ネットワークの強化）

● 集客につながる情報発信

イベントの実施（ひらふ祭り、冬のひらふ祭り等）、SNS 等インターネットを利用した情報発信、わかりやすいエリアガイド・マップ（外国人観光客に知って欲しいローカルルール、ひらふで困ったときの Q&A 的な冊子等）の制作

● 各団体との役割・会費の調整

組織の役割と事業を見直して、できるだけ大きな負担増にならないように各方面と調整中です。町内会費の一部（街灯電気代等）はコミュニティ分担金として集めることを検討案としています。


対象 エリア

第1～第3町内会： 必須

第4・樺山町内会： CID への参加を町内会で検討。

BID は地域のビジネスで協議。

地域がまとまって参加しない場合は、個別に参加可能とする。

じゃあいくら払うの? 

分担金の基本構造 (案)

CID コミュニティのための分担金

お支払いいただく方：建物・空地の所有者
住宅・コンドミニアム各戸、事業所、店舗を一単位とする。
一単位：1000 円 / 月
(ただし、居住者は半額：500 円 / 月)

BID ビジネスのための分担金

お支払いいただく方：商業施設・更地の所有者
(単価を皆さんと協議します)
宿泊施設：一客室 3,500 ～ 6,000 円 / 年
飲食店・店舗等：施設 35,000 円 / 年 + 面積 × 100 円

例えば

■ 純粋な住民 (自宅所有で倶知安町民)

コミュニティ分担金 6,000 円 / 年

■ ペンション (建物所有・居住)

コミュニティ分担金 6,000 円 / 年 × 所有建物数

ビジネス分担金 宿泊用部屋数 × 単価

■ 飲食店 (店舗所有)

コミュニティ分担金 6,000 円 / 年

ビジネス分担金 35,000 円 / 年 + 面積 × 100 円

■ 飲食店 (賃貸で営業)

大家さんが支払うので直接、分担金の支払いはありません

■ ホテル (レストラン・軒含む) (建物所有)

コミュニティ分担金 6,000 円 / 年

ビジネス分担金 宿泊用部屋数 × 単価 + 35,000 円 / 年 + 面積 × 100 円

■ コンドミニアム・別荘 (所有者が町外に住み、有償で貸していない場合)

コミュニティ分担金 12,000 円 / 年

■ コンドミニアム・別荘 (所有者が町外に住み、有償で観光客に貸している場合)

コミュニティ分担金 12,000 円 / 年

ビジネス分担金 宿泊用部屋数 × 単価

■ 長期賃貸のアパートなど (所有者が町外に住み、町民*に3か月以上の契約賃貸)

コミュニティ分担金 12,000 円 / 年

ビジネス分担金 宿泊用部屋数 (町民に3か月以上の契約賃貸している部屋を除く) × 単価

*町民：ひらふに住居票がある人